

奈良県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
		前	後			
		A	B			
吉野郡十津川村七色三 九五番一先から 吉野郡十津川村七色一 五五番三九先まで		一六・〇 一六・〇	一二・五 五二・〇	六・〇 一六・〇	二、二九九・一	
吉野郡十津川村七色三 九〇番先から 吉野郡十津川村七色一 五五番三九先まで		一二・五 五二・〇	一二・五 五二・〇	一二・五 五二・〇	一、七〇〇・〇	